

評価機関による第三者評価

目的

第三者評価は、指定管理者の日々の取組を利用者の視点にたった第三者の目から客観的に検証し、評価基準に沿って状況を確認することを目的といたします。各施設で工夫されている「いいところ」を見つけるプラス思考の評価を心がけていきます。

実施方法

評価員2名(1名は評価補助員の場合もあります)が提出された自己評価と資料により事前分析を行い、その結果を踏まえて訪問調査に伺います。現場観察、ヒアリング、書類閲覧等の手法で施設の運営状況を確認し、横浜市指定の報告書にまとめます。

お願い

必要な書類の一覧表をお届けしますので、それにより事前書類の提出をお願いいたします。

自己評価の根拠となる各種書類を訪問調査時に閲覧させていただきますので、ご用意をお願いいたします。

書類確認・ヒアリング調査の場所の確保をお願いします。

訪問当日に利用されている部屋の見学や個人情報を含む記録の閲覧については、事前に利用者の了承を得ていただきますようお願いいたします。

職員ヒアリングにご協力をお願いします。

・項目により担当者へのヒアリングを希望する場合があります。

・施設内見学時にその場の担当の方へ2～3分程度のお話をうかがうことがあります。

訪問調査スケジュール(案)

時間	内容	施設側出席者
10:00～11:00	施設の概要、理念・基本方針 施設内見学	管理責任者
11:00～12:00	横浜市評価項目に基づくヒアリング・関係書類の点検など	管理責任者
12:00～13:15	調査員のための打ち合わせ時間	—
13:15～16:00	横浜市評価項目に基づくヒアリング・関係書類の点検など	担当職員等
16:00～16:30	調査員のための打ち合わせ時間	—
16:30～17:00	まとめ、確認事項など	管理責任者